

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一
加古川市監査委員 北 本 敏
加古川市監査委員 藤 原 繁 樹
加古川市監査委員 井 上 恭 子

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

令和3年4月1日から令和4年6月30日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
尾上公民館運営管理委員会	尾上公民館	社会教育課
株式会社 五輪	加古川市斎場	市民課

2 監査の実施期間

令和4年8月17日から令和4年10月28日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 尾上公民館

- ア 指定管理者名 尾上公民館運営管理委員会
- イ 指定管理者が行う業務
 - (ア) 公民館の使用の許可に関する業務
 - (イ) 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (ウ) その他公民館の管理上教育委員会が必要と認める業務
- ウ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 加古川市斎場

- ア 指定管理者名 株式会社 五輪
- イ 指定管理者が行う業務
 - (ア) 加古川市斎場の設置及び管理に関する条例第3条に規定する遺体の火葬、胞衣、手術肢体等の焼却、小動物の火葬及びその他施設の目的を達成するために必要な業務
 - (イ) 斎場の使用の許可に関する業務
 - (ウ) 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (エ) その他斎場の管理上市長が必要と認める業務
- ウ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。